

2.2 計画対象期間

本整備計画は、河川整備基本方針に基づいた河川整備の当面の目標であり、その対象期間は概ね30年とする。

なお、本計画は現時点の流域における社会経済状況、自然環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後のこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進捗等により、必要に応じて適宜本計画の見直しを行うものである。

2.3 河川整備計画の目標

2.3.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

治水対策の整備目標の設定にあたっては、過去の水害の発生状況、流域の重要度や豊川の整備状況等を勘案し、豊川の治水対策として整備期間内に達成すべき整備水準を念頭に置きながら、投資規模等の社会的・現実的な諸条件を考慮する必要がある。

本計画では、戦後最大流量（4,650m³/sec）となった昭和44年8月洪水が再来した場合の水位をほぼ全川で計画高水位以下に低下させ、破堤等による甚大な被害を防止するとともに、霞堤地区の浸水被害を軽減する。さらに基本高水相当の洪水に対しても被害の軽減を図ることを、計画対象期間における目標とする。

また、内水氾濫による床上浸水等の被害の軽減や、地震に伴う基礎地盤の液状化等による堤防沈下等が生じた場合の浸水等の二次災害の発生軽減を図る。

2.3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持の目標の設定にあたっては、豊川における動植物の保護、漁業、観光・景観、流水の清潔の保持といった河川環境の保全や塩害の防止、流水の占用といった既得用水の取水の安定化並びに当該地域における将来の水需要等を考慮する必要がある。

本計画では、渇水時における河川環境の回復を図るため、牟呂松原頭首工（直下流）地点や大野頭首工（直下流）地点における河川流量の増加に努めるものとし、その際、表 2.3.1 の地点において利水上の制限流量を設定し、河川流量を保全する。

表 2.3.1 主要な地点における制限流量一覧表（単位：m³/sec）

地 点 名	河川環境の回復を図るための利水上の制限流量
牟呂松原頭首工（直下流）地点	5
大野頭首工（直下流）地点	1.3
寒狭川頭首工（直下流）地点	3.3

また、豊川用水では近年の少雨化傾向等とも相まって渇水時における取水制限が毎年のように行われていることから、既得用水が 10 年に 1 回程度発生する規模の渇水時においても安定して取水できるよう利水安全度の向上を図る。

2.3.3 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の整備と保全に関する目標の設定にあたっては、流水の正常な機能の維持に関する目標を踏まえつつ、豊川における動植物の保護、漁業、観光・景観、流水の清潔の保持といった河川環境の保全に配慮する必要がある。特に、豊川の特徴である河道内の樹木群の保全や全国的にも極めて良質な水質の保全に配慮する必要がある。このため、渇水時などにおいて大野頭首工（直下流）地点で水涸れ状態となり、生物の生息環境が分断されている区間の河川流量を回復するとともに、渇水時における牟呂松原頭首工（直下流）地点の河川流量を増加し、河川環境の回復などに努めるものとする。

また、豊川の特徴である河道内の樹木群並びに砂州や瀬、淵などの河道形態は、良好な水質と相まって良好な生物の生息・生育環境を育むとともに、水と緑の織りなす豊かな自然環境を形成しているため、これらの河川環境の適正な保全に努める。

なお、一部でコンクリート張護岸などにより良好な河川環境が損なわれている箇所や直線的な人工河川である豊川放水路等については、良好な河川環境の復元や形成に努める。

さらに、全国的にも極めて良好な河川の水質を保全するため、流域自治体をはじめとする関係機関と連携し、流域と一体となって生活排水等の汚濁負荷の削減に努める。

河川空間の利用については、地域社会からの多様なニーズに対応した貴重なふれあい、安らぎの空間として、沿川自治体等と連携を図りながら河川環境の保全と利用の調和に努める。また、地域と密接に関連した治水・水防・利水等の学習の場、環境学習の場として整備と保全に努める。